

成年後見制度に関する地域の身近な相談窓口

八戸圏域連携中枢都市圏連携事業

# 八戸圏域成年後見センター

財産管理や契約行為に支援が必要な方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度等の権利擁護に関する制度を利用するお手伝いをします。



社会福祉法人 八戸市社会福祉協議会

# こんなことでお困りではないですか？

## 財産に関すること

- もの忘れがあり、自分でお金の管理ができない。
- 訪問販売や悪質商法の被害を頻繁に受けている。
- 年金がご本人のために使われていない。

## 契約に関すること

- 福祉のサービスを利用したいが、自分で契約の手続きができない。
- 施設の入所を考えているが、一人で決めることが不安。

## 将来に関すること

- 自分に何かあったときに、障がいのある息子の生活が心配…。
- 身寄りがないので今後のことが不安。

## 制度の利用に関すること

- 成年後見制度を利用したいが、手続きが難しそう…。
- 成年後見制度について詳しく知りたい。

その  
お困りごと

## 成年後見センターが相談に応じます

お年寄りや障がいのある方の「生活」や「財産」に関する不安や困りごとについて相談に応じ、ご本人のさまざまな権利が守られるよう支援します。

また、「成年後見制度」の利用についての助言や手続き支援を法律に関する関係機関と連携を図りながら行い、ご本人が安心して地域で暮らしていくための環境づくりをお手伝いいたします。

## 1 成年後見制度ってどんな制度？

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が不十分な方について、ご本人の財産や権利を守る援助者を選ぶことにより、ご本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度には

法定後見制度と任意後見制度があります。

判断能力の  
低下あり

### 法定後見制度

すでに判断能力が十分でなくなっている場合に、ご本人に代わってご本人の財産や権利を守ってくれる援助者を家庭裁判所が選び、法的に支援する制度です。

ご本人の判断能力の状態により、以下のよう  
に3種類あります。

判断能力が  
不十分

補助

判断能力が  
著しく不十分

保佐

判断能力に  
かける

後見

手続きは、家庭裁判所にて申立てを行います。

判断能力の  
低下なし

### 任意後見制度

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設入所契約等の事務を代わりに行ってくれる援助者(任意後見人)をあらかじめ選び、その内容と方法を決めておく制度です。

**特徴①** 判断能力がある時に、自分の意思で任意後見人や支援してほしい内容を決めることができます。

**特徴②** ご本人の判断能力が十分なうちは発動しません。判断能力の低下後に家庭裁判所から任意後見監督人が選ばれてから任意後見人の仕事が始まります。

**特徴③** 手続きは、公証役場にて公正証書で契約します。

## 2 どのように支援をするの？

制度を必要とするご本人の判断能力の程度や生活の状況、財産の状況を考慮して、支援する内容を定めることになります。

### 財産管理

- 預金通帳や定期預金などの管理、金融機関での手続き
- 家や土地などの不動産の管理
- 保険の請求や遺産分割

### 契約手続き・介護医療のサポート

- 住居や施設入所に関する契約または解約
- 入退院時の手続きやその支払い
- 市役所などでの申請手続き

後見人の職務は、ご本人の財産管理や契約等の法律的な行為に関する支援に限られているため、お手伝いできないことがあります。

例えば…

- 入院や施設入所、賃貸契約などの身元引受人や身元保証人、連帯保証人等になること
  - ご本人の食事の世話や介護、買い物等、直接的な支援をすること
  - 病気や治療における手術などの医療行為に対して同意すること
- など

## 3 どんな人が後見人になれるの？

後見人には、ご本人の親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士などの法律や福祉の専門職やその法人、市民後見人などが選ばれます。

家庭裁判所がご本人の状況や必要な支援などを考慮し、適任者を後見人に選任します。後見人は、一人が選任される場合もあれば、複数の後見人が選任されることもあります。

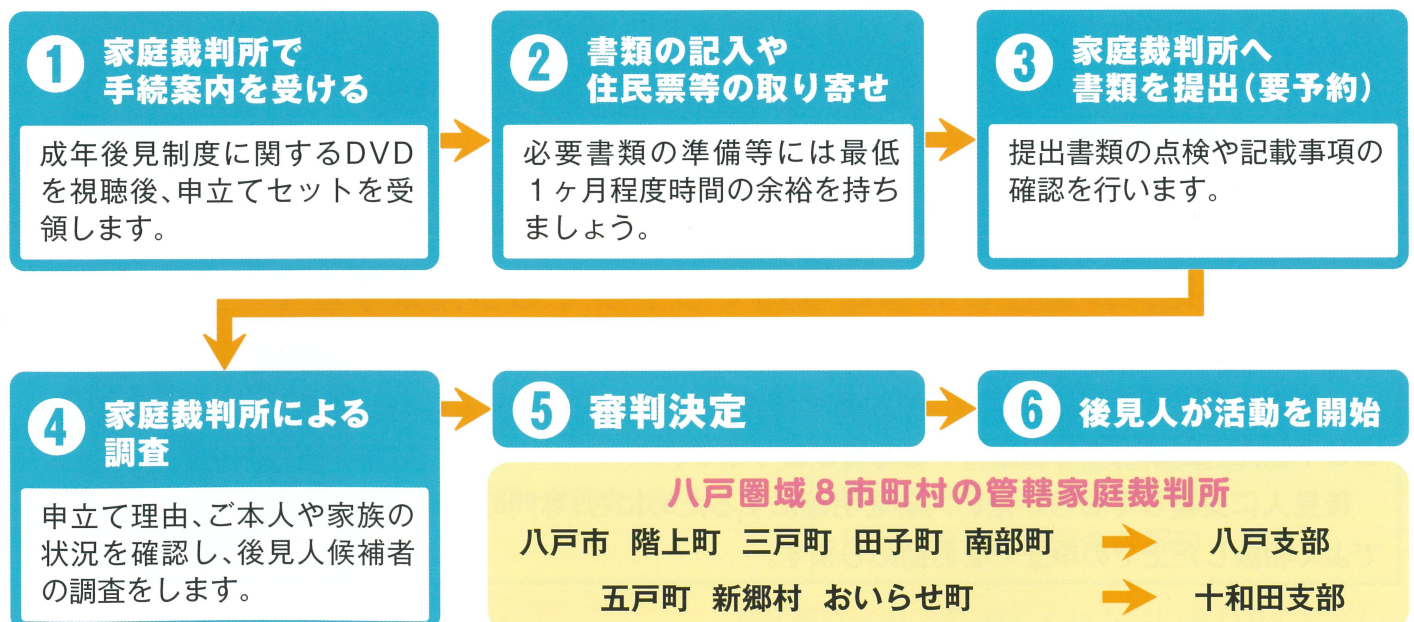
※任意後見制度では、自分で後見人を選ぶことができます。

## 4 どのように利用するの？

成年後見制度の利用を開始するためには、家庭裁判所に申立書類を提出する必要があります。

申立ては、ご本人や配偶者、四親等内の親族が行います。該当する身寄りがいない、音信不通等の場合には、居住地の市町村長が申立てをすることができます。

制度を利用するご本人の住所地を管轄している家庭裁判所が窓口となります。

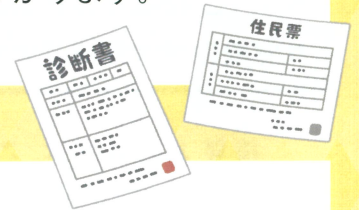


## 5 よくある質問



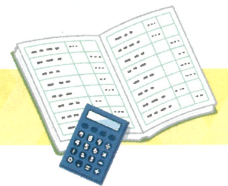
### Q1 申立てに必要な費用はどのくらいですか？

切手や収入印紙、住民票等の発行手数料、診断書料を合わせて2万円前後かかります。  
※別途鑑定費用5～10万円がかかる場合もあります。



### Q2 成年後見人等に報酬は支払われますか？

成年後見人等や後見監督人等は、家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所の  
定めた報酬をご本人の財産から受け取ることができます。(家庭裁判所の許可なくご本人の財産か  
ら報酬を受け取ることはできません。)



### Q3 申立てをした人が後見人になるのですか？

申立てをした人が必ず後見人になる訳ではありません。家庭裁判所が、ご本人の生活や財産の  
状況、必要な支援を考慮した上で、適任者を後見人に選任します。申立てをした人が、ご自分以外  
の候補者を立てた場合も同様です。

また、候補者を見つけられない場合は、家庭裁判所に一任することができます。

### Q4 後見人が不要になったら制度の利用をやめられますか？

一度後見人が選任されると、ご本人の判断能力が回復した等、特別な事情がない  
限り、後見人の職務はご本人が亡くなるまで続きます。相続や不動産の売却など一  
時的な行為を後見人に依頼し、その行為が済んだという理由だけで制度の利用をや  
めることはできません。



### Q5 後見人が選任されるとなんでもやってもらえますか？

後見人がなんでも出来る訳ではありません。後見人の権限が及ばない  
ことや後見人が単独では出来ないこと等があります。

後見人に支援してもらいたい内容を明確にするためにも、専門の窓口  
でよく相談した上での申立てをお勧めします。



## 6 成年後見制度に関連するサービス

厚生労働省の所管により、全国の社会福祉協議会が窓口となって実施している**日常生活自立支援事業**があります。青森県では『あっぷるハート』という名称で展開されています。

高齢や障がい等により、意思決定や判断能力に不安のある方の**福祉サービスの利用援助**や**日常的な金銭管理**を支援する事業です。ご本人の希望に沿って、専門員が支援計画を作成します。

利用する際には、専門員がご本人の自宅などへ訪問し、利用意思や支援内容を確認した上で、ご本人と八戸市社会福祉協議会、青森県社会福祉協議会とが利用契約を結びます。

※ご本人が契約内容を理解するのが難しい場合は、成年後見制度の利用が必要になります。

詳しくは、専門員へお問い合わせください。

あっぷるハート八戸(八戸市社会福祉協議会内)

TEL 0178-44-1121



## 7 成年後見制度と日常生活自立支援事業の比較

ご本人の判断能力や生活、財産の状況に合わせて、成年後見制度と日常生活自立支援事業を使い分ける必要があります。それぞれに出来ること、出来ないことがあります。ご本人の生活に必要な支援が受けられるように、専門の窓口へ相談して利用を検討しましょう。

	法定成年後見制度	日常生活自立支援事業
窓口	家庭裁判所	社会福祉協議会
担い手	成年後見人、保佐人、補助人	専門員・生活支援員
報酬 利用料	収支の状況等を考慮し、家庭裁判所が決定する。生活保護受給者でも報酬が発生する可能性がある。	青森県では1回1,500円。生活保護受給者は無料。 貸金庫の利用料は月額500円。
契約期間	原則、被後見人ご本人が亡くなるまで続く。 ※一部例外あり。	利用者ご本人の契約意思がある限り続く。 いつでも解約できる。
出来ないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設や入院の身元引受人</li> <li>賃貸契約等の保証人</li> <li>医療(手術)の同意</li> <li>買い物や食事の世話、介護など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設や入院の身元引受人</li> <li>賃貸契約等の保証人</li> <li>医療(手術)の同意</li> <li>買い物や食事の世話、介護など</li> <li>不動産や株の維持管理、売却</li> <li>預金口座や定期預金の解約</li> </ul>

※比較は一例です。詳しくはお問い合わせください。

# 八戸圏域成年後見センターは こんな役割を担います

## 相談

- 判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。
- 成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について共に考えていきます。
- 相談の内容によって必要な関係機関と連携し、ご相談者が安心して生活できるよう支援いたします。



## 手続き支援

- 「成年後見制度」の利用が必要な方やそのご家族・関係機関の皆さまが、制度を利用しやすいよう、法律に関する関係機関と連携を図りながら、解決に向けた支援をいたします。



・家庭裁判所への同行支援 ・自宅や施設、病院への訪問 ・ケース会議への参加

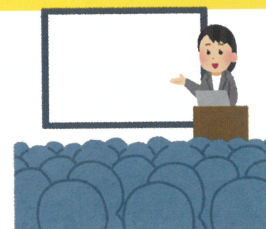
## 普及・啓発

- 住民の方に対して「成年後見制度」の理解を深めるための講演会を行います。
- 地域の福祉活動に従事する方や福祉サービス関係機関に対し、研修会を開催いたします。
- 「成年後見センター」の役割や「成年後見制度」を知っていただくためのパンフレットを作成し、広く周知いたします。



## 市民後見の推進

- 判断能力が低下した方の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」を養成し、活動支援を行います。



## 八戸圏域成年後見センターの業務

- 権利擁護総合相談業務…成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用等に関する相談受付等
- 市民後見推進業務…市民後見人の養成、フォローアップ研修の開催、活動支援等
- 研修・啓発業務…成年後見制度説明会、成年後見セミナー等の開催
- 中核機関業務…成年後見ネットワーク会議の開催等

# 市民後見人について

## ■ 市民後見人とは

親族や専門職以外の市民による後見人で、成年後見制度利用者に対し、身近な立場で支援する新たな担い手です。

## ■ 市民後見人になるには

地域住民を対象に開催される「市民後見人養成研修」を修了し、各市町村へ名簿登録する必要があります。養成研修の開催は各市町村の広報等で周知します。

登録後は、八戸圏域成年後見センターが実施する市民後見人フォローアップ研修への参加などを通じて自己研鑽をしながら、推薦の機会を待ちます。

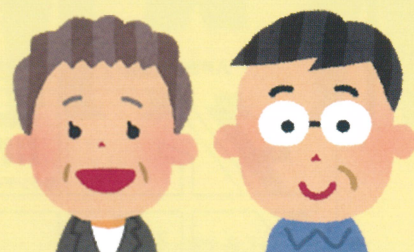
市町村では家庭裁判所から市民後見人推薦依頼を受け、受任調整会議で候補者を選定します。

その後、家庭裁判所の審判を経て正式に市民後見人が選任され、成年後見人等としての活動が始まります。

選任後は、八戸市社会福祉協議会が監督人になり、八戸圏域成年後見センターと共に市民後見人の後見活動をサポートします。



市民後見人養成研修修了者による  
市民活動団体があります。



市民後見人は成年後見制度の  
大切な担い手です。

**市民後見人とは**  
一般市民が成年後見制度に関する所定の研修を修了し、八戸市に登録した「第三者後見人等の候補者」をいいます。

**連絡会の活動**  
① 成年後見制度の啓発  
② 市民後見人の周知  
③ 新しい知識の研修  
④ 出前講座

**成年後見制度とは**  
認知症、知的障がい、精神障がい等が理由で判断能力が不十分なために、成年後見人等が「財産管理」と、法律上や生活面で保護する「身上監護」による支援をする制度です。

～出前講座いたします～  
老人クラブ・サロン、地区社協、町内会等  
または人数グループで、お申込み下さい。

内容  
・認知症と成年後見制度  
・成年後見制度と  
日常生活自立支援事業

## 成年後見制度と関連のある制度

### 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用する必要があるにも関わらず、ご本人及び4親等内の親族による制度利用の手続きが行われない場合に首長(市町村長)による申立てを行い、一定の条件に合致する場合は申立費用等を助成する事業。

お問合せ

在住している市役所・町村役場にお問い合わせください。

## 成年後見制度の手続きはこちら

### 法定後見制度

#### ■青森家庭裁判所 八戸支部

〒039-1166 八戸市根城9丁目13-6 TEL **0178-22-3167**(要予約)

#### ■青森家庭裁判所 十和田支部

〒034-0082 十和田市西二番町14-8 TEL **0176-23-2368**(要予約)

### 任意後見制度

#### ■八戸公証役場

〒031-0041 八戸市廿三日町28ウエストビル201 TEL **0178-43-1213**

## 八戸圏域成年後見センターの利用案内

開設時間 月～金曜日 9:00～17:00  
(土日祝日および12月29日から1月3日を除く)

住所 〒039-1166 八戸市根城8丁目8-155  
八戸市総合福祉会館1階 八戸市社会福祉協議会内

電話 **0178-24-1324**

F A X **0178-47-1881**

メール kouken@hachinohe-shakyo.or.jp

相談無料



来所される場合は  
事前にお電話いただけると  
スムーズです。

